

契 約 書

指定短期入所療養介護

社会医療法人 寿量会
介護老人保健施設 清雅苑

2025 年度版

(2024 年 8 月 1 日改定)

指定短期入所療養介護 契約書

利用者 _____ (以下「甲」という。)と 社会医療法人寿量会介護老人保健施設 清 雅 苑
(以下「乙」という。)のサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

(目的)

第一条 1 乙は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として短期入所療養介護サービスを提供します。

2 乙は、短期入所療養介護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従います。

(契約期間)

第二条 1 この契約書の契約期間は、_____年 _____月 _____日から契約開始日に有効な要介護認定有効期間の満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 前項の契約期間の満了日の 30 日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、

(運営規程の概要)

第三条 乙の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、短期入所療養介護サービスの内容、従業者の勤務の体制等)は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

(短期入所療養介護計画の作成・変更)

第四条 1 乙は、甲の介護支援専門員に甲の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所療養介護計画を作成し、これを甲又は甲の家族又は連帯保証人に対し説明し、その同意を得て交付します。

2 乙は、甲が4日以上継続して利用する場合に際して短期入所療養介護計画を作成いたします。

3 短期入所療養介護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

4 短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

5 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第一条に規定する短期入所療養介護サービスの目的に従い、短期入所療養介護計画の変更を行います。

(1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該短期入所療養介護計画を変更する必要がある場合。

(2) 甲が短期入所療養介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。

6 前項の変更の際に、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

7 乙は、短期入所療養介護計画を変更した際には、これを甲又は甲の家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得て交付します。

8 短期入所療養介護サービスの内容を変更した場合、乙は甲が変更後に利用する短期入所療養介護サービスの内容、利用期間、利用料及び介護保険の適応の有無について説明を行います。

(短期入所療養介護等の内容及びその提供)

第五条 1 乙は、前条により作成された、短期入所療養介護計画に基づき、甲に対し短期入所療養介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対し前条により甲のための短期入所療養介護計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し適切なサービスを提供します。

3 乙は甲のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

4 甲又は甲の家族又は連帯保証人は、必要がある場合は前項の記録の閲覧を求められます。ただし、この閲覧は乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(短期入所療養介護サービスの利用)

- 第六条** 1 甲は、乙が提供する短期入所療養介護サービスの利用にあたっては、基本的に利用を希望する期間の初日の1ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。
- 2 前項の申し込みに対して、乙は正当な理由がない限り甲の利用を拒めません。

(身体的拘束その他の行動制限)

- 第七条** 1 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、その他甲の行動を制限する行為を行いません。
- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、その他の方法により甲の行動を制限する場合には、甲又は甲の家族又は連帯保証人に対し事前又は事後すみやかに行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明をします。
- 3 乙は甲に対し、身体拘束その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第五条の介護サービス記録に次の事項を記載します。
- (1) 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
 - (2) 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの内容。
 - (3) 前項に基づき甲の家族または連帯保証人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要。

(衛生管理等)

- 第八条** 1 乙の従業員は定期的な健康診断等を受け健康状態の管理、清潔保持に努めます。
- 2 乙は設備及び備品等の衛生的な管理に努めるとともに、従業員が感染源となることを予防し、甲又は乙の従業員双方の感染の危険から守る為、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備え、対策に努めます。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第九条** 乙は、甲に対して短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

- 第十条** 甲は、乙が甲のため短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第十一条** 1 乙は、苦情対応の窓口担当者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した短期入所療養介護サービスについて甲又は甲の家族又は連帯保証人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲又は甲の家族又は連帯保証人が苦情申立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。
- 3 乙は、相談・苦情に対する常設窓口としては以下の2名を置いています。

(1) 常設窓口

- 担当責任者 : 中村文 (看護介護部主任 : 看護師、サービス提供責任者)
八木田博史 (主任 : 支援相談員)
- 相談時間 : (平日) 午前8時30分より午後5時まで (土曜) 午前8時30分より12時20分まで
(日、祝日および12月30日より1月3日までは休み)
- 相談場所 : ホームケアサポートセンター 相談室
- 電話の場合 : (096)345-8112 (代表)
- その他 : 提案箱を4箇所設置しています。
- ・ 清雅苑1階東側トイレ前
 - ・ 清雅苑2階東側個室前
 - ・ 清雅苑2階サービスステーション前
 - ・ 通所リハビリテーションセンター清雅苑受付前

尚、詳細は、「様式6号利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」をご参照ください。

(診療の方針)

- 第十二条** 1 乙は配置の医師及び看護職員に常に甲の病状や心身の状態の把握に努め、必要に応じて適切な診療・指導を行うよう誠意を持って指導します。

2 乙は、甲に病状の急変が生じた場合等により、自ら必要な医療を困難であると認めたときは、速やかに甲の主治医又は併設医療機関及び協力医療機関と連絡をとるなど必要な対応を講じます。

(費用)

第十三条 1 乙が提供する短期入所療養介護サービスの、要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書及び利用料金表に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する短期入所療養介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

5 乙は、短期入所療養介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

7 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、甲、甲の家族又は連帯保証人に対し説明し、内容を明らかにした文書を交付します。

(利用者負担額の滞納)

第十四条 1 甲が正当な理由なく利用者負担金を2月以上滞納した場合は、乙は、甲又は甲の家族又は連帯保証人に対して契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。

3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として短期入所療養介護サービスの提供を拒むことはありません。

(個人情報保護・守秘義務)

第十五条 1 乙は、利用者の個人情報保護に関する法人内の規則に従って、個人情報の保護を遵守致します。

2 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲又は甲の家族又は連帯保証人の情報を漏らしません。

3 乙は、甲の個人情報に関し、居宅支援事業者、居宅サービス事業者及びサービス担当者会議、医療機関への入院、介護施設への入所等、円滑なサービスの提供に必要な場合には、その個人情報を提供します。

(甲の解除権)

第十六条 1 甲は、短期入所療養介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 甲は現に短期入所療養介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行及び不法行為の事由がある場合には、即時にこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第十七条 1 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、7日以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し必要な援助を行います。

(契約の終了)

第十八条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1 甲が、要介護認定を受けられなかったとき。

2 第二条1項及び2項により、契約期間満了日の30日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が

満了したとき。

- 3 第十六条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- 4 第十四条3項又は第十七条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- 5 甲が、介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院等をしたとき。
- 6 甲が、死亡したとき。

(契約終了後の退所)

第十九条 1 甲は、この契約終了後、ただちに乙を退所します。

2 この契約の終了により甲が乙を退所することになった際は、甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者、保健、医療機関、福祉サービス機関等と連携し、甲の円滑な退所のために必要な援助を行います。

(利用者代理人)

第二十条 1 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理人に行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第二十一条 1 乙は、短期入所療養介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 前項において、事故より甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(連帯保証人)

第二十条 1 乙は甲に対し、連帯保証人を求めることがあります。ただし、甲に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。その際は代理人（選任した場合）をもって、連帯保証人といたします。

2 連帯保証人は次の責任を負います。

- (1) 連帯保証人は、甲と連帯して、本契約から生じる利用者の責務を負担すること。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度額 1,000,000 円を限度とする。
- (3) 甲が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (4) 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- (5) 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

(合意管轄)

第二十三条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第二十四条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

年 月 日

(利用者甲) 私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所

氏名

印

電話番号 ()

代理人 (選任した場合)

住所

氏名

印

電話番号 ()

(連帯保証人) 私は、以上の契約につき説明を受け、連帯保証人の責任について理解しました。

住所

氏名

印

電話番号 ()

(事業者乙) 当施設は、甲の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

住 所	〒860-8518 熊本市北区山室六丁目8番1号
連 絡 先	Tel 096-345-8112
事業者(法人)名	社会医療法人 寿 量 会
施 設 名	介護老人保健施設 清 雅 苑
(事業所番号)	4 3 5 0 1 8 0 0 1 6 号
代 表 者 名	施設長 野尻 晋一 印